

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

令和元年八月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

令和元年八月二日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

日本総合開発株式会社

奈良市大宮町六丁目四番地三の四〇一

三 開設者の氏名

日本総合開発株式会社 代表取締役 酒井 憲雄

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一七（は）二二一七号

六 監督処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実

既に契約関係がない一級建築士を管理建築士として記載した建築士事務所登録申請書を提出し、平成二十九年四月一日に一級建築士事務所の登録を受けました。

平成二十四年十一月一日以後、建築士法第二十四条第一項の規定に基づく、建築士事務所を管理する専任の管理建築士を置いていません。

このことが、建築士法第二十六条第一項第一号及び第二号に該当します。